

2022年1月27日 全7頁

格差是正の観点から相続・贈与税は課税強化で見直す方向に

令和4年度税制改正大綱解説-相続・贈与税

金融調査部 研究員 斎藤航

[要約]

- 2021年12月10日に自由民主党・公明党は「令和4年度税制改正大綱」（以下、大綱）を取りまとめた。格差是正の観点から、全体として課税強化方向での相続税・贈与税の見直しを行う方向性が強まり、その第一歩として住宅取得等資金の贈与税非課税措置の非課税限度額の縮小を行うとしている。
- 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税措置につき、消費税率10%を適用した場合の非課税限度額の上乗せ部分の廃止などをした上で、2023年12月末まで適用期限が2年延長される。
- 前年度大綱でも挙げられていた相続・贈与税に関する検討課題として、資産移転の時期により大きな税負担の差が生じない仕組み（資産移転時期の選択に中立的な税制）の構築がある。大綱では、前年度大綱と比べ、この検討課題につき、格差の固定化防止の観点からより具体的な論点が示されており、見直しの可能性がさらに高まったものと思われる。資産移転時期の選択に中立的な税制の構築が行われた場合、相続・贈与をサポートする金融機関のビジネスにも影響を与えるものと思われる。

1. はじめに

2021年12月10日に自由民主党・公明党は「令和4年度税制改正大綱」¹（以下、大綱）を取りまとめた。大綱をもとに作成された税制改正法案が国会に提出され、2021年度内に改正法が成立する見込みである。

格差是正の観点から相続税・贈与税を全体として課税強化で見直しを行う方向性が強まり、その第一歩として、大綱では、住宅取得等資金の贈与税非課税措置の贈与税非課税限度額の縮小などを行うとしている。加えて、大綱では、前年度と同様に「資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める」としている。本レポートでは、大綱の相続・贈与税関連のポイントを解説する。

¹ [自由民主党・公明党「令和4年度税制改正大綱」](#)

2. 贈与税非課税措置の改正

2.1. 住宅取得等資金贈与税非課税措置の概要

改正前の直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税措置は、2021年12月31日までの間に、父母や祖父母などの直系尊属からの贈与により、自己の居住のための住宅の取得または増改築等に充てるための資金（住宅取得等資金）を得た場合に、非課税限度額（非課税で贈与可能な金額の上限）までの金額について、贈与税が非課税になる制度である。

2.2. 2022年度税制改正での具体的な改正内容（住宅取得等資金贈与税非課税措置）

大綱では、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税措置につき、非課税限度額を引き下げた上で、2023年12月末まで適用期限を2年延長するとしている（図表1）。具体的には、消費税率10%を適用した場合の非課税限度額の上乗せ部分を廃止し、非課税限度額が最大1,500万円から最大1,000万円に縮小される。2021年度税制改正では、消費税率10%適用、消費税率10%以外適用のいずれも非課税限度額を縮小する予定であった²ものを、新型コロナウイルス感染拡大による住宅取得環境の悪化に配慮し、非課税限度額を据え置いていた。しかし、2022年度税制改正では、2021年度税制改正で据え置かれた分の引下げではなく、消費税率10%を適用した場合の非課税限度額の上乗せ部分のみの廃止となっている。

なお、改正前は、住宅取得等の契約時期により非課税限度額が決められていたが、改正後は住宅取得等の契約時期にかかわらず、非課税限度額は、耐震・省エネ・バリアフリーの住宅が1,000万円、それ以外の住宅が500万円となる。

また、成年年齢引下げに伴い、2022年4月1日以後の贈与からは受贈者の年齢の要件が18歳以上（改正前：20歳以上）になる。既存住宅用家屋については、築年数の要件の代わりに新耐震基準に適合していることが条件となる。

図表1 住宅取得等資金贈与税非課税措置の大綱による改正点まとめ

			改正前 ^(注1)	改正後
適用期限			2021年12月31日	2023年12月31日
受贈者の年齢			20歳以上	18歳以上 ^(注2)
非課税 限度額	耐震、省エネ、 バリアフリーの住宅	消費税率10%	1,500万円	1,000万円
		上記以外	1,000万円	
	上記以外	消費税率10%	1,000万円	500万円
		上記以外	500万円	

(注1) 改正前の非課税限度額は、住宅取得等の契約時期が2020年4月～2021年12月のものを示した。

(注2) 受贈者の年齢の18歳以上への引下げは2022年4月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用される。

(出所) 大綱、法令より大和総研作成

² 住宅取得等の契約時期が2021年4月1日からの非課税限度額を、耐震・省エネ・バリアフリーの住宅では1,000万円⇒800万円（消費税率10%適用では1,500万円⇒1,200万円）、それ以外の住宅では500万円⇒300万円（消費税率10%適用では1,000万円⇒700万円）に引き下げる予定であった。

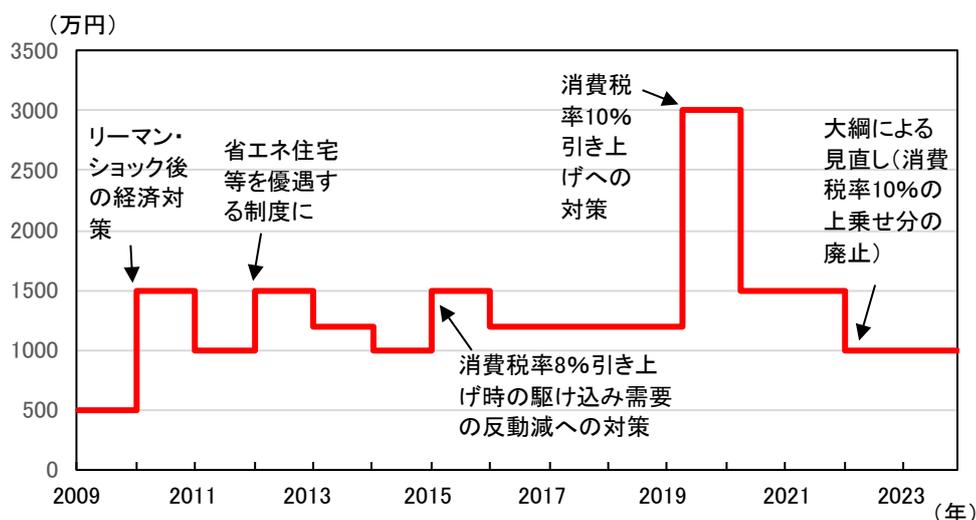
2.3. 住宅取得等資金贈与税非課税措置の非課税限度額の推移

直系尊属からの住宅取得等資金贈与の贈与税非課税措置の非課税限度額（最大額）は図表2のように推移している。本制度は、2009年1月1日以後に贈与により取得した住宅取得等資金に係る贈与税につき適用が開始されている。当時は、リーマン・ショックに端を発した経済危機にあり、経済対策として本制度が導入され、2010年度税制改正で非課税限度額が引き上げられた。

2012年度税制改正では、省エネルギー性および耐震性を備えた住宅ストックを形成する観点を踏まえ、省エネ住宅等を優遇する制度に改正された。2015年度税制改正では、①2014年4月の消費税率8%への引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響が続く住宅市場の活性化、②消費税率10%の引き上げによる駆け込み需要の反動減への対策、の観点から、非課税限度額の引き上げが①と②につきそれぞれ段階的に行われた。そして、今回の大綱では、消費税率10%が適用される場合の非課税額の上乗せ分を廃止することとしている。

このように、リーマン・ショック後の景気対策として本制度が始まり、消費税率の2度の引き上げによって非課税額が拡充されたが、現在は非課税額を縮小していく時期に入っているといえる。

図表2 住宅取得等資金贈与税非課税措置の非課税限度額（最大額）の推移



(注1) 一般住宅や省エネ住宅等を区別せず、非課税限度額の最大額を示している。なお、東日本大震災の被災者に係る非課税額の特別枠については考慮していない。

(注2) 2015年1月から2021年12月までの贈与については住宅取得等の契約時期により非課税限度額が定められている。2014年12月までの贈与および2022年1月以降の贈与は住宅取得等の契約時期によらず、贈与を受けた時期で非課税限度額が決まる。

(出所) 法令、大綱より大和総研作成

2.4. 贈与税非課税措置の今後の検討の方向性

直系尊属からの贈与に係る贈与税非課税措置には、①住宅取得等資金のほかに、②教育資金、③結婚・子育て資金、の3種類がある。

これら贈与税非課税措置につき、非課税限度額までは贈与税がかからず贈与をすることができることから、格差の固定化につながっているのではないかという指摘がある。大綱では、「格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある」としており、2023年度以降の税制改正で引き続き、贈与税非課税措置につき制度の見直しの議論が行われていくものとみられる。

なお、特に結婚・子育て資金の贈与税非課税措置につき、結婚・子育て支援信託の新規契約数は、本制度が導入された2015年度当初は4,712件あったものの、2019年度で212件であり、利用件数が大幅に減少している³。また、結婚・子育て資金の贈与の多くが、贈与税の基礎控除等の適用により課税対象とならない水準となっている。そのため、令和3年度税制改正大綱では、2023年3月31日の適用期限の到来時に制度の廃止も含めて検討する旨が述べられていた。従って、2023年度税制改正では、結婚・子育て資金の贈与税非課税措置につき、制度の廃止も含めて議論が行われるものとみられる。

3. 「資産移転時期の選択に中立的」な税制の検討

3.1. 「資産移転時期の選択に中立的」な税制とは

わが国の贈与税では、納税者が暦年課税と相続時精算課税のいずれかを選択できる(図表3)。

暦年課税は、その年の1月1日から12月31日までの1年間に受贈者(財産を受け取る者)が贈与を受けた財産の額を計算し、その額に応じた贈与税を支払う制度である。1年あたり受贈者1人につき110万円の基礎控除が認められ、基礎控除を超えて受け取った額につき10%~55%の税率で贈与税が課される。暦年課税では原則として1年ごとに独立して贈与税が計算される。ただし、贈与時から3年以内に贈与者(財産を与えた者)が死亡した場合には、死亡前3年以内の贈与は相続財産に持ち戻して相続税の課税対象になる。

相続時精算課税は、この方法を選択した年分以降、贈与により受贈者が受けた財産の額が累計され、相続時に相続財産と合わせて相続税の課税対象となる制度である。贈与時は受贈者1人2,500万円の特別控除額までは贈与税が課されず、累計2,500万円を超えた贈与に対して一律20%の税率が贈与税として課される。最終的には、相続時に、贈与を受けた累計額が相続財産に加算され、相続税額が決定される。そのため、相続時精算課税を選択した場合、その後の財産の移転時期によらず、最終的な贈与税額と相続税額の合計額が原則変わらなくなる⁴。

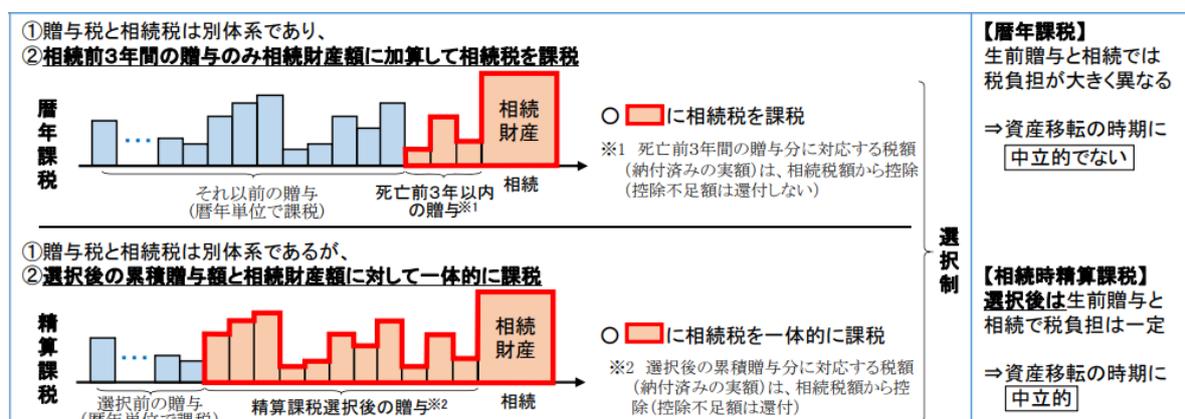
相続時精算課税のように、資産の移転の時期(や回数、金額)にかかわらず、最終的な贈与税額と相続税額の合計額が原則一定となることを「資産移転時期の選択に中立的」であるという。一方で、受贈者が暦年課税を選択した場合、最終的な贈与税額と相続税額の合計額が財産の移

³ 財務省「説明資料〔資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について〕」(令和2年11月13日(金)税制調査会)より。信託協会公表の実績による。

⁴ 相続時精算課税では、贈与をした財産の評価額は贈与時の時価となる。そのため、贈与時から相続時までの財産の時価の変動により、厳密には、資産移転の時期による税負担の差は生じ得る。

転時期により大きく異なるため、資産移転時期の選択に中立的ではない。

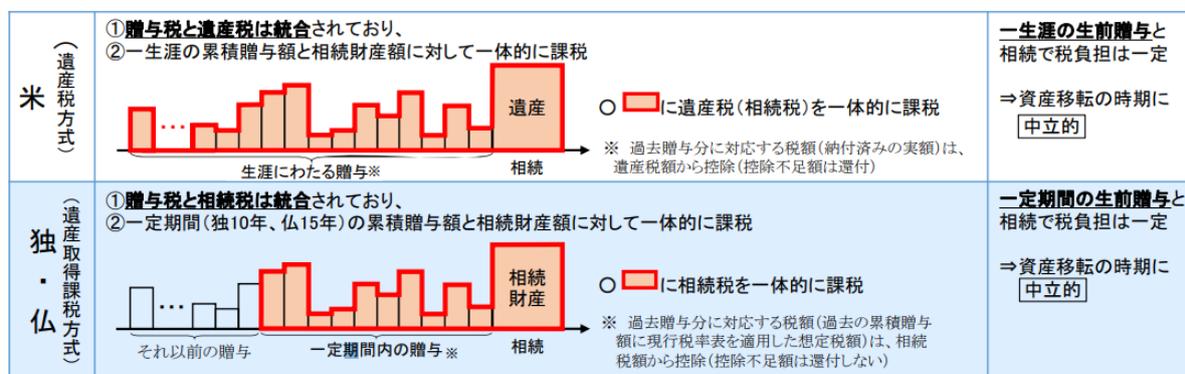
図表 3 日本の相続・贈与税の概要



(出所) 財務省「説明資料〔資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について〕」(令和2年11月13日(金)税制調査会)

一方で、資産移転時期の選択に概ね中立的な制度を持つ国も存在する(図表4)。米国では、一生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税されている。ドイツ・フランスでは相続前の一定期間(ドイツでは10年、フランスは15年)の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税されている。

図表 4 米国・ドイツ・フランスの相続(遺産)・贈与税の概要



(出所) 財務省「説明資料〔資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について〕」(令和2年11月13日(金)税制調査会)

与党は、こうした米国、ドイツ、フランスなどの例を参考にして、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築を目指しているものとみられる。その方法としては、暦年課税を廃止して相続時精算課税とする米国型の方法、相続財産への持ち戻し期間を現行の3年から延長するドイツ・フランス型の方法などが考えられる⁵。

⁵ 詳細は、以下を参照されたい。

是枝俊悟・斎藤航「相続税・贈与税を『資産移転の時期の選択に中立的』にすると何がかわるのか?」(2021年2月24日、大和総研レポート)

3.2. 政府税制調査会の動向と大綱の記載の変化

2020 年末時点では、2021 年中に政府税制調査会に相続税・贈与税の専門家会合を設置するとされていた⁶が、結局、2021 年中には専門家会合は設置されず、総会において検討課題の一部として提示されるのみに留まった。もっとも、3 年に 1 度取りまとめるとされている中期答申の策定に向け、今年には具体的な検討が進められることが考えられる。

与党においても、平成 31 年度および令和 2 年度税制改正大綱では、「資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討を進める」とされていた。これに対し、令和 3 年度からは大綱の記述が変わり、令和 3 年度および令和 4 年度税制改正大綱では「本格的な検討を進める」と 2 年連続で記述されている。

さらに、令和 4 年度税制改正大綱では、「相続税・贈与税は、税制が資産の再分配機能を果たす上で重要な役割を担っている。高齢世代の資産が、適切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれることとなれば、格差の固定化につながりかねない。」という記述や、「相当に高額な相続財産を有する層にとっては、財産の分割贈与を通じて相続税の累進負担を回避しながら多額の財産を移転することが可能となっている。」という記述が新たに追加された。令和 3 年度税制改正大綱でも「現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界がある。」という記述は見られたが、令和 4 年度税制改正大綱では、より具体的な論点が示され、格差の固定化防止の観点から見直すという問題意識がより明確になった。

資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けた見直しが本格的に行われる可能性がさらに高まったものと思われる。

3.3. 「資産移転時期の選択に中立的」な税制の構築により考えられる影響

「資産移転時期の選択に中立的」な税制の構築に向けた改正が行われ、ある時点から暦年課税が廃止され相続時精算課税のみとなったり、相続財産の持ち戻し期間が延長されたりした場合、それ以後の贈与においては、資産移転時期の選択によって税負担を抑える余地が小さくなる。従って、結果として増税方向の改正となることが考えられる。

一方で、租税法律主義の観点から、改正の施行前の贈与に遡及して増税が適用される可能性は低い。そのため、施行前の「駆け込み贈与」のニーズが強まる可能性も考えられる。

また、金融機関が提供する金融商品やサービスの中には、贈与税や相続税の負担軽減も意識し、暦年課税を活用した贈与のサポートを行う金融商品やサービスもある。資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けた改正が行われた後は、こうした金融商品やサービスは見直しを迫られることとなる。

⁶ 専門家会合の設置については、2020 年 11 月 13 日の政府税制調査会の中里会長が発言している。

[内閣府 税制調査会 2020 年 11 月 13 日議事録](#)

これを受け、年明け（2021 年）に専門家会合が設置される見通しと報道されていた。

[「相続、贈与税一体化に意欲 甘利氏『資産移転公平に』」（2020 年 11 月 18 日、産経新聞）](#)

こうした相続・贈与税制の改正は、相続・贈与をサポートする金融機関のビジネスにも影響を与えるものと思われる。

【以上】